

生活保護と後発医薬品・非課税通勤手当の改正・マタハラ裁判に判決

1、ニューストピックス- 生活保護と後発医薬品

日本経済新聞の今月 24 日朝刊記事によりますと、財務省は来年度予算編成で、国と地方が後発薬ベースまでしか薬剤費を負担しない仕組みにすることで生活保護の受給者に安価な後発医薬品（ジェネリック）の使用を徹底するよう厚生労働省に求める方針とのことです。現行法は後発薬の使用を原則としていますが、義務化は見送った経緯があります。同記事によりますと、生活保護のうち、医療費の全額を国と地方で負担する「医療扶助」は 12 年度に 1 兆 6,759 億円で全体の半分近くを占めます。そのうち、受給者の薬剤費は約 900 億円で、8割ほどが先発薬の経費であることから、国と地方の薬剤費の負担を後発薬を使った場合の水準に抑えることで、財務省は国と地方で計約 500 億円の経費削減につながるとみているとのことです（日本経済新聞 2014 年 10 月 24 日朝刊 1 面）。

ちなみに大阪市の生活保護の人員は今年の 4 月で約 15 万人に達し、おおよそ大阪市民の 18 人に 1 人の割合になっています。とくに西成区では 2 万 8 千人に達し、おおよそ 4 人に 1 人の割合です。また大阪市の生活保護費の予算額は年間約 3 千億円で、規模としては大阪市の税収約 6 千億円の約半分となっています（参考：大阪市ホームページ）。

2、今週の税務トピックス-非課税通勤手当の上限引上げ

10 月 17 日付けの官報で、マイカーや自転車通勤者の通勤手当の非課税についての改正が掲載されました。

改正後の金額が国税庁のホームページに掲載されていますのでご確認ください（国税庁ホームページ「通勤手当の非課税限度額の引上げについて」：<http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm>）。この改正は、平成 26 年 10 月 20 日に施行され、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

なお、10 月 19 日までに支払われた通勤手当については遡って源泉徴収のやり直しはせず、年末調整や確定申告で調整することになります。

3、今週の人事・労務・社会保険トピックス-マタハラ裁判に最高裁判決

妊娠を理由とした降格は男女雇用機会均等法に違反して無効であるとして争われていた裁判で、最高裁は今月 23 日に、「妊娠による降格は原則禁止されている」との判断を下し、「女性の同意を得たうえで事業主としての必要性に基づき、裁量権の範囲内で行った」とした原判決を破棄し、審理を広島高裁に差し戻しました（最高裁判例全文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/577/084577_hanrei.pdf）。

本件は、広島市の病院の所属部署でもともと副主任として働いていた理学療法士の女性が、第 2 子を妊娠したことにより軽易な業務へと配置転換を希望し、そこに異動になった際に副主任をいったん外されましたが、育児休業を終えて復帰し元の部署に再度戻ったにもかかわらずその元の部署にはすでに新しい副主任が任ぜられていたため副主任には戻れず、結果的に降格になったため、管理職（副主任）手当の支払い及び債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案です。

これに対し最高裁は、女性労働者につき妊娠中の軽易業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として男女雇用機会均等法により禁止されているが、①その労働者の自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めらるるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき、又は②降格の措置を執ることなく軽易業務への転換をさせることに円滑な業務運営や人員の適正配置の確保などの業務上の必要性から支障がある場合であって、その業務上の必要性の内容や程度及び有利又は不利な影響の内容や程度に照らして、男女雇用機会均等法の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情が存在するときは認められるとしました。そのうえで本件においては、①については認められず、②については不明であるため審理を差し戻す判断を裁判官全員一致の意見で下しました。

なお、櫻井龍子裁判官の補足意見として、「育児休業から復帰後の配置等が降格に該当し不利益な取扱いというべきか否かの判断に当たっては、妊娠中の軽易業務への転換後の職位等との比較で行うものではなく、**軽易業務への転換前の職位等との比較で行うべき**」とされています。（担当：藤澤 文太「fujisawa.b.fp@tkcnf.or.jp」）